

委託業務仕様書

1 委託業務名

大阪・関西万博「徳島パビリオン」展示実施設計および運営基礎計画策定業務

2 委託業務の目的

2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。に向け、大阪・夢洲の万博会場内の「関西パビリオン」の内部に設置される「徳島パビリオン」の基本設計に基づき、構造、設置物、映像等のコンテンツなど展示についての実施設計および「徳島パビリオン」の万博期間中の運営についての基本的計画を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和6年5月31日（金）まで

4 委託業務の内容

本委託で実施する業務は、次の（1）～（10）とする。なお、業務の実施に当たっては、委託者と十分に協議・調整すること。

関西パビリオン内「徳島パビリオン」の実施設計

徳島パビリオンの施工を行う者に引き渡す最終図面の制作

（1）コンセプトに基づいたコンテンツディレクション

①全体体験設計

来場者の想定滞在時間と滞在時間中の体験ストーリーを設計する。

（2）コンテンツリサーチ

各コンテンツに収める県内の情報及びコンテンツ制作にあたってのリサーチ活動について委託者と連携して行うこと。

（3）パビリオン内のコンテンツ実施設計

基本設計に基づき、以下カテゴリに沿って、パビリオン内のコンテンツを実施設計する。

また、使用を想定する資機材についても具体的に設定すること。

- ① エントランス
- ② メインフロア（床、壁等）
- ③ 中央オブジェ
- ④ 展示什器・展示物
- ⑤ バーチャル観光エリア
- ⑥ 観光・おもてなしエリア
- ⑦ バックヤード等、スタッフ、資機材等のエリア

⑧ その他、徳島パビリオンに必要となる部分の実施設計

(4) 必要なインフラに関する実施設計（関西広域連合との調整）

(3) のコンテンツ実施設計に基づき、電気配線の設計、通信ケーブル配線の設計、インターネット回線、給水設備等の設計を行う。必要に応じて、関西広域連合との各種調整の上、設計・試算を行うこと。

(5) パビリオン内コンテンツの費用積算

(3) のコンテンツ実施設計に基づき、各コーナーの費用の実施積算を行う。

(6) 平面図・立面図・断面図・パース図の作成

徳島パビリオンの「演出機材」「空調設備」「消防設備」「避難導線」「待機列」「運営」「配布物ストック」等を考慮し、全体の平面図・立面図・断面図・パース図を3D・CADの活用により作成する。

(7) イメージ動画の制作

(6) の納品物および委託者が提供する映像素材等に基づき、徳島パビリオンの概要を示すイメージ動画を制作すること。

(8) 県内事業者等との連携調整

- ① 委託者と連携して、展示物制作等に参画する県内事業者と連携調整を行う。
- ② 構造物、展示物等について、委託者と経費についての協議の上、試作を行うなど、検証作業を実施する。

(9) その他、業務進捗に応じた資料制作

成果物としての提出前に、委託者と連携の上、関係機関への説明用資料等、業務進捗状況に応じた資料制作を実施すること。

関西パビリオン内「徳島パビリオン」の運営にかかる基礎計画業務

(10) 実施設計の進捗と並行して、以下の事項を検討し、運営基礎計画として資料にまとめること。

- ① スタッフの役割・人数等、運営に必要な事項の整理
(検討にあたり関西広域連合と調整すること)
- ② 上記を踏まえた万博期間中における運営費の概算書の作成

5 成果品

- (1) 「実施設計書」「平面図・立面図・断面図・パース図」
- (2) 実施設計説明書（工種別内訳書等）
- (3) 制作費用積算書
- (4) 維持管理費用積算書

- (5) 工事・物品等調達の工程計画
- (6) 徳島パビリオンイメージ映像
- (7) 運営に関する必要事項をまとめた資料と費用概算書
- (8) 提出物・部数（上記（1）～（7））
 - ・ 製本印刷物 5部
 - ・ PDFおよび3D・CADデータ 一式
 - ・ その他、制作物のイラストレータ等の編集可能な電子データ 一式

6 成果品等についての留意事項

- (1) 受託者は、成果品に使用する全てのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）は、委託者に帰属し、本業務終了後においても委託者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

7 成果品に対する責任の範囲

- (1) 受託者は、本業務終了後においても、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに委託者の指示に基づき、成果品の訂正を実施しなければならない。なお、これらに要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより、当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

8 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 業務実施体制
 - ・ 受託者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。
 - ・ 特に建築、消防関係法令、（公社）2025年日本国際博覧会協会のガイドライン等に沿って業務を進めるため、建築等の分野における専門的助言を受けられる体制を構築しておくこと。
- (2) 業務計画

受託者は、業務の開始に当たっては、本業務の実施における具体的な業務工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。

本業務における契約締結後、速やかに着手し、業務工程表に従い、業務を完了させること。

また、関西パビリオンの状況等により、工程の調整が必要な場合が想定されるため、随時、委託者と調整しながら進めること。
- (3) 本業務に係る委託者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、委託者と緊密に連絡を取りながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

(4) 再委託について

業務の一部又は全部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待できるときは、委託者と協議し、承認を得ること。

(5) 秘密の保持

- ① 受託者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ② 本業務の遂行に当たり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。
- ③ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、徳島県個人情報保護条例の規定により、必要な措置を講じなければならない。

(6) その他

仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに県と協議して決定すること。